

発展を目指す企業家のための経営指南役

No. 536

平成21年10月13日(火曜日)

社外重役

Selected Clients & Professionals Relationship

発行)株式会社ノースアイランド

東京本社)東京都千代田区丸の内3-2-3 富士ビル5F

Tel.03-3216-2004 Fax.03-3216-0439

大阪支社)大阪市北区中之島3-3-23 中之島ダイビル9F

Tel.06-6448-2004 Fax.06-6448-0539

人 事

税務会計

新型インフルで欠勤中の賃金は？ 労基法「休業手当」扱いでQ & A

新型インフルエンザ感染はこれからが正念場。企業活動に影響を及ぼす可能性が現実味を帯びてきている。厚生労働省は9月末、欠勤中の休業手当の扱いで基本的なQ & Aを作成した。今後、保健所の要請等が変更される可能性もあるので注意が必要。

Q1. 新型インフルに感染したため休業させたら、会社は労働基準法第26条に定める休業手当を支払う必要があるか。A. 一般的には「使用者の責に帰すべき事由による休業」に該当しないとされ、休業手当を支払う必要はない。しかし、医師や保健所による指導や協力要請の範囲を超えて(外出自粛期間経過後など)休業させる場合には、休業手当を支払う必要がある。

Q2. 社員に発熱などの症状があるため休業させる場合は、会社は支払う必要があるか。A. 新型インフルかどうかの確認前に、発熱で自主的に休む場合は、通常の病欠と同様の取り扱いでよい。熱が37度以上など一定の症状があり一律に社員を休ませる場合、使用者の自主的な判断だから休業手当を支払う必要がある。

Q3. 感染者の近くで仕事をしている濃厚接触者の休業はどうか。A. 保健所による協力要請等による場合は一般的には該当しない。社員の家族に感染者が出て休業させる場合も同じ。

Q4. 感染の疑いのある社員を、一律に年次有給休暇の取得扱いとするのは違反か。A. 原則として使用者が一方的に取得させることはできない。病気休暇扱いは就業規則等に準拠する。

08年分民間の平均給与は最大減少 前年度比7.6万円減少の430万円

2008年1年間を通して民間企業に勤めた給与所得者の平均給与は429万6千円で、前年に比べ1.7%(7万6千円)減少したことが、国税庁がこのほど発表した民間給与の実態統計調査結果でわかった。

前年は10年ぶりに増加した民間給与だが、2008年分は一転して減少、その減少率は2001年の1.5%を上回り過去最大となった。企業業績が悪化したことにより賞与が大きく落ち込んだことが要因とみられている。

同調査は、全国の約2万3千事業所、約31万5千人の数値をもとに推計したもの。

調査結果によると、平均給与429万6千円の内訳は、平均給料・手当が前年比1.0%(3万5千円)減の365万円、賞与が同6.0%(4万1千円)減の64万6千円とともに減少した。平均給料・手当に対する平均賞与の割合は昨年より0.9ポイント減の17.7%となり、ここ5年間続いていた18%台の低水準からさらに低下した。

男女別の平均給与は、男性(平均年齢44.5歳、平均勤続年数12.9年)が前年比1.8%(9万7千円)減の532万5千円、女性(同44.3歳、9.4年)が同0.1%(2千円)減の271万円。

なお、1年を通じて勤務した給与所得者総数は4,587万3千人で、前年に比べ1.0%(44万8千人)増と2年連続で増加したが、給与総額は197兆670億円で、同0.8%(1兆5,226億円)減と減少に転じた。

今週のキーワード

労働基準法
第26条

第26条は休業手当。【使用者の責に帰すべき事由による休業の場合においては、使用者は、休業期間中当該労働者に、その平均賃金の100分の60以上の手当を支払わなければならない】。厚生労働省は、休業手当の支払義務がなくても、業務可能ならば自宅勤務などの方法を検討することとし、「休業回避」について最善の努力を尽くしていないと認められると「使用者の責に帰すべき事由による休業」に該当する場合があります、休業手当の支払が必要となることがある、と注意している。